

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第16号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職手当の支給) 第20条 略 (1)～(3) 略 (4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>72,800円</u> (5)～(8) 略 2～4 略	(管理職手当の支給) 第20条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に同条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。 (1)～(3) 略 (4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>72,700円</u> (5)～(8) 略 2～4 略
(宿日直手当の支給) 第23条 略	(宿日直手当の支給) 第23条 略
第24条 略 (1) 条例第24条第1項本文に規定する宿日直勤務（次号から第4号までに掲げる宿日直勤務を除く。）については、 <u>4,400円</u> (2) 前条第1項第1号の業務を主として行う宿日直勤務については、 <u>7,400円</u> (3) 前条第1項第2号の業務を主として行う宿日直勤務については、 <u>6,100円</u> (4) 前条第1項第3号の業務を主として行う宿日直勤務については、	第24条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 条例第24条第1項本文に規定する宿日直勤務（次号から第4号までに掲げる宿日直勤務を除く。）については、 <u>4,200円</u> (2) 前条第1項第1号の業務を主として行う宿日直勤務については、 <u>7,200円</u> (3) 前条第1項第2号の業務を主として行う宿日直勤務については、 <u>5,900円</u> (4) 前条第1項第3号の業務を主として行う宿日直勤務については、

<u>5,300円</u>	<u>5,100円</u>
2 略	2 略
3 条例第24条第2項に規定する常直的な宿日直勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額 <u>22,000円</u> とし、その期間において勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額 <u>11,000円</u> とする。	3 条例第24条第2項に規定する常直的な宿日直勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額 <u>21,000円</u> とし、その期間において勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額 <u>10,500円</u> とする。

附 則

この規則は、平成30年12月27日から施行し、改正後の公立学校職員の給料等の支給に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。